質疑記録

平成 29 年度第1回認定都市プランナー情報交流会

日 時:2017年7月21日(金)10:00~12:00

場所: NSRI ホール

1. 認定都市プランナー・CPD 制度について

備考

- Q CPD は過去にさかのぼって登録することは可能でしょうか。
- A はい。現在 HP 上では 2005 年頃まで登録可能です。また根拠資料や書類等を保管 しておいていただけると、申請書類を発行する際に確認がスムーズに済みます。
- Q 根拠資料については、申請書類を出す際に使うものでしょうか。
- A はい。申請内容に不明な点がある場合にこちらから依頼させていただいており、 email などに添付して提出いただくケースが多いです。
- Q 自治体のまちづくり条例に基づいて認定されている組織において、ワークショップの指導をしていますが、どの教育形態で申請すればよいでしょうか。
- A IVの技術指導が該当します。根拠資料としては、公共団体からの要請書類やワークショップの開催日時などがわかる資料をご準備いただきたいと思います。
- Q 例えば都市計画家協会のイベントであれば、都市計画家協会を主催者名として記載するということでよろしいでしょうか。
- A はい。
- Q 施行規定 18条4項の更新にあたっての必要書類は3つすべて必要になりますか。
- A はい。実務実績、CPD、社会貢献活動の3つすべてが必要です。
- Q 社会貢献活動の書類など、どのようなものになるのでしょうか。
- A 今後、例を提示していきたいと考えております。
- Q 他のCPDと都市計画のCPDを一元化するというのは具体的にどのような手続きでしょうか。
- A 基本的には登録しなおしをお願いいたします。例えば建設コンサルタンツの CPD ですと、項目としてはほとんど同じですので、ほぼそのまま登録することができます。同じイベントについて、複数の CPD に登録することは可能です。
- Q 更新登録申請の際に必要な CPD の証明書は、建設コンサルタンツ協会の証明書でもよいのでしょうか。
- A 都市計画 CPD の証明書を添付してください。
- Q 都市計画 CPD の登録 HP について、入力の際に証拠資料を提出できるようになりませんでしょうか。
- A システムの更新と合わせて、証拠資料のアップロードについても検討していきたいと思います。
- Q 都市計画 CPD の登録 HP について、登録を間違えた際に修正はできないのでしょうか。
- A 現時点ではシステム上難しいため、一度削除の上、再度登録いただけますようお 願いいたします。
- Q 認定都市プランナーとしてはコミュニティデザインで登録していますが、教育分野はどの分野に該当しますか。
- A 周辺分野にご登録いただけますようお願いいたします。また認定都市プランナ

- ーの専門分野とCPDの教育分野は合致している必要はありません。どの分野のCPDでも該当単位に届けば更新条件を満たします。
- Q 認定都市プランナーの資格登録日以前の単位は評価対象にはならないのでしょ うか。
- A なりません。実務経験を直近の4年の間に積んでいるということが前提なので、 以前の単位は対象にはしておりません。
- Q 施行規則 19 条に示されている実務実績、自己研鑽、社会的活動は CPD の代替に はならないのでしょうか。
- A なりません。実務実績等に加えて、CPD 単位が必要になります。
- Q 自治体の審議会委員などは CPD の対象になりますか。
- A はい。教育形態の6その他の技術会議への出席に該当します。
- Q 地方在住者にとっては講習会等への参加が難しいので、自己学習で対応すること はできないでしょうか。
- A 自己学習の効果測定が困難であるため、対象にしていません。地域的な偏りは認識しておりますので、講習会等を広く地方でも開催できるようにしていきたいと考えています。
- A (補足) 都市計画学会でも、地方支部で活動を行っています。そちらで講習会等開催しておりますので、ぜひご参加ください。
- Q 主催者がプログラムを登録していない・し忘れている場合は、自己申請でも登録 は可能でしょうか。
- A 可能です。ただし、できればプログラムを登録していただけるように主催者側に 連絡していただけるとありがたいです。
- Q 都市計画セミナーなど2日間にわたるものは2日間分、時間にして10数時間分、 を登録することになりますか。
- A はい。
- Q ちなみに今日の情報交流会は CPD 単位になりますか。
- A はい。プログラム申請済みです。

2 e job 事業について

- Q ejob 事業の対象は、都市計画分野に限定されますか。例えば総合戦略などは対象に入りますか。
- A 総合戦略は、①総合計画関係業務に該当します。極力広く取り上げていきたいと 考えておりますが、現在のところ、自治体側の都市計画部門のみに協力を要請し ており、企画部門には別途協力を要請する必要があります。
- Q コンサルタントから自治体の企画部門に依頼してもよろしいでしょうか。
- A はい。そうしていただけるとスムーズに進められると思います。
- Q ejob 事業は自治体業務のみが対象となりますか。国やUR の発注業務を対象にすれば自治体の協力も得やすいと思いますがいかがでしょうか。
- A 運営委員会のオブザーバーになっていただいているなど、国の協力を得て進めており、対象業務についても今後進めていきたいと思っています。UR についても今後の取り組みとなります。

また1点ものの調査が多い国の業務と異なり、自治体業務は反復性があり他自 治体の参考になるところが多いので、まずは自治体業務を対象としているところ です。